

## 国民年金保険料の後納制度

■問合せ  
年金事務所  
（お客様相談室）  
0143-50-1004  
住民課 住戸籍  
年金グループ  
74-3002

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金を受給できなかった人が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の

受給ができなかった人が受給資格を得られる可能性があります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」(☎0570-10031004)へお問合せください。

## 排水工事責任技術者資格登録更新のお知らせ

■問合せ  
下水道課管理・  
営業グループ  
☎74-3008

排水設備工事責任技術者資格の有効期間は5年間であり、資格登録者は5年ごとに資格登録更新の手続きをする必要があります。

更新対象者には、資格登録更新実施案内及び申込書などが11月中旬に札幌市下水道資源公社より郵送されていますので、定められた期間内に手続きを行ってください。

### ■対象者

平成24年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した人、または資格登録更新手続きを行った人で、資格登録期間が平成30年3月31日で満了する資格登録人

### ■受付期間

平成30年1月10日（水）～1月18日（木）

8時45分～12時 13時～17時

30分※土・日曜日は除く

### ■更新方法

手続き終了後、更新用テキストを配布

### ■手数料

7,000円（更新手数料+テキスト代込み）

と資格認定証交付等手数料）

## ヘルプマークとヘルプカードを配布します

■問合せ  
福祉課福祉・  
高齢者グループ  
☎74-3001

町では、12月11日からヘルプマークとヘルプカードの配布を開始します。

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が着

用することで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。



ヘルプカードとは、障がいのある人などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときなどに提示すること、手助けを求めらるるものです。



### ■配布対象者

①ヘルプマーク 外見からは配慮や援助が必要と分かりにくい人

※受付時に、氏名や必要な理由（障がいの有無など）について、記載する必要があります。

②ヘルプカード 障がいなどがあり、周囲からの手助けが

必要な人

### ■配布場所

本庁健康福祉課・洞爺湖温泉支所・洞爺総合支所

### ■その他

ヘルプマークは、数に限りがありますので事前にご連絡ください。

ヘルプカードは、ホームページにも様式を掲載していますので、自分で印刷して利用できます。

## 洞爺湖町成人式開催

■問合せ  
教育委員会社会教育課  
社会教育グループ  
☎74-3010

洞爺湖町成人式を開催します。10月1日現在で洞爺湖町に住所がある人は、案内を発送しています。

町外に居住し、出席する人は、社会教育課まで連絡ください。

■日時 平成30年1月7日（日） 受付 14時、記念撮影 14時30分、式典 15時、祝賀会 15時30分



## 無料法律相談会開催

■問合せ  
住民課住民・戸籍  
年金グループ  
☎ 74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。  
必ず2日前の17時までには事前予約してください。定員(3人)になり次第締め切ります。  
■日時 ①12月21日(木) 13時30分～15時 ②平成30年1月18日(木) 13時30分～15時  
■場所 ①②虻田ふれ合いセンター  
■担当 ①阿部洋介弁護士(北海道みらい法律事務所) ②林 正樹弁護士(伊達噴火湾法律事務所)

## 行政に関わるくらしの無料相談会開催

■問合せ  
住民課住民・戸籍  
年金グループ  
☎ 74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。事前の予約は不要です。  
■日時 12月16日(土) 9時30分～12時  
■場所 あぶた母と子の館 研修室  
■申込み 北海道行政書士会 室蘭支部(☎76-3538 担当後藤) / 住民課住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

## 架空請求に注意しましょう

■問合せ  
産業振興課水産・商工グループ  
☎ 74-3005

今年4月から、はがきによる身に覚えのない請求(架空

請求)の相談が札幌市消費者センターに多数寄せられていて、特に9月から急増しています。

架空請求とは、民事訴訟管理センターや法務省管轄支局民事所掌管理センターなどの公的機関をかたり、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というタイトルで「契約不履行による民事訴訟として訴状が提出。連絡が無い場合、給料差し押さえと動産不動産の差し押さえを強制的に履行」などと法的な拘束力を利用し、被害者を動揺させ感情を揺さぶり慎重さを欠く判断へとせかさせます。このような架空請求のハガキが突然届いても、慌てず落ち着いて対応しましょう。自分から連絡してしまうと電話番号など個人情報知られることとなります。

さらに、法的措置を取り下げるために必要だと言い、高額な請求をされる可能性があります。支払いを強要されても決して支払わないでください。

## 福祉灯油の購入助成のお知らせ

老人世帯、重度心身障害者世帯、ひとり親世帯などの生活の安定と福祉の増進を図るために、一定の要件を満たす世帯に対し、生活の一助として冬期採暖に必要な福祉灯油の購入助成を行います。該当する世帯の人は申請が必要です。

### ■対象世帯

平成29年11月1日現在洞爺湖町に住所がある人で、次の1～4のいずれかに該当する世帯

- ①満65歳以上の単身世帯と老人世帯
  - ②上記世帯であって、満18歳未満の児童のみを扶養している世帯
  - ③下記の手帳の交付を受けている人が世帯主または同居する世帯
    - ㊦1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている人
    - ㊦Aランクの療育手帳の交付を受けている人
    - ㊦1・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
  - ④ひとり親世帯で18歳未満の児童のみを扶養する世帯
- ※申請時に生活保護世帯、施設などに入所または入

院している単身世帯、冬期間町外に滞在している世帯は除きます。

### ■収入限度額

(平成29年中の世帯全員の収入額合計を月割した額)

- 1人世帯 月額10万円未満
- 2人世帯 月額13万3千円未満
- 3人世帯 月額16万6千円未満
- 4人世帯 月額20万円未満

### ■持参する物

平成29年中の収入状況がわかるもの/年金の支払通知書または年金の振り込まれている通帳など/源泉徴収票/その他、給与支払明細書などの収入が確認できる書類/印鑑/身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳  
※代理申請の場合は委任状が必要です。

### ■助成の量

1世帯あたり灯油100ℓ分の灯油購入助成券(現金支給はありません)

■申請期限 平成30年2月28日(水)まで

■申請場所 本庁健康福祉課福祉・高齢者グループ・洞爺湖温泉支所・洞爺総合支所庶務課の各窓口

■問合せ 健康福祉課福祉・高齢者グループ(☎74-3001)